

令和3年度第3回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和4年1月17日（月）
15時00分～
場所：Web開催

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 審議事項
 - (1) 埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）の変更案について
 - (2) 児童養護部会の審議経過について
- 4 閉会

〔配布資料〕

- 資料1 埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）の変更案について
- 資料2 埼玉県子育て応援行動計画の新たな指標について
- 資料3 児童養護部会 審議結果報告

埼玉県子育て応援行動計画(令和2～6年度)の変更案について

計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく……「県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく……「県行動計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく……「県子どもの貧困対策計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく……「県自立促進計画」
- 厚生労働省通知に基づく……「県社会的養育推進計画」
- 厚生労働省通知に基づく……「県母子保健計画」

国の制度変更に伴う指標の変更

不妊治療については令和4年度から保険適用となり、助成制度が終了することから、新たな指標に変更する。

(2)不妊・不育症に悩む人への支援

【現 行】 不妊治療助成件数

5,911件 (H30年度) → 6,100件 (R6年度)



【変更後】 不妊検査助成件数

2,485件 (R2年度) → 2,530件 (R6年度)

健康保険の適用となった不妊治療につなげるために、不妊検査に対する助成件数を指標として選定

計画の構成(施策体系)

1. 結婚・出産の希望実現

- (1) 結婚を望む人への支援
- (2) 不妊・不育症に悩む人への支援
- (3) ライフデザイン構築の支援
- (4) 若年者の経済的自立の支援

2. 親と子の健康・医療の充実

- (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- (2) 周産期医療の充実
- (3) 小児医療の充実
- (4) 医療に係る経済的支援

3. 「子育て」と「子育て」の支援

- (1) 家庭の子育て力の充実
- (2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3) 質の高い幼児教育・保育の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 子育てに係る経済的負担の軽減

4. ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2) 男性の家事・育児の促進

5. 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援

- (1) 「子供の貧困」対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害児への支援
- (4) 一人ひとりの状況に応じた支援

6. 児童虐待防止・社会的養育の充実

- (1) 子供を虐待から守る地域づくり
- (2) 社会的養育の充実

7. 子育てしやすいまちづくりの推進

- (1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 子育てしやすい住環境の整備

今後の手続き

- 県民コメントの実施 12月27日(月)～1月25日(火)【30日間】
※ 改定素案は県ホームページに掲載
- 2月定例会に議案提出(予定)

具体的な改定箇所

現 行

第2章 施策の展開

1 結婚・出産の希望実現

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

ア 不妊、不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談を実施します。

イ 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。

ウ 医療保険適用外で高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

エ 不妊治療助成費の申請窓口である保健所において、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行い、里親制度等についての情報提供を行います。

指標 不妊治療助成件数(さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く。)

現状値 5,911件(平成30年度)

➡目標値 6,100件(令和6年度)

改 定 案

第2章 施策の展開

1 結婚・出産の希望実現

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

ア 不妊、不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談を実施します。

イ 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。

(削除)

ウ 不妊治療の相談窓口である保健所において、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行い、里親制度等についての情報提供を行います。

指標 不妊検査助成件数

現状値 2,485件(令和2年度)

➡目標値 2,530件(令和6年度)



埼玉県子育て応援行動計画の新たな指標について

保健医療部健康長寿課

「埼玉県子育て応援行動計画」における「結婚・出産の希望実現」の指標の一つに不妊治療助成件数が設定されているが、不妊治療については令和4年度から保険適用となり助成制度が終了することから、新たな指標に変更する。

1 現在の指標 不妊治療助成件数 6,100件（R6年）

2 新たな指標について

新たな指標として「不妊検査助成件数」を設定する。

出産を望む夫婦の希望をかなえるには、不妊に関する正しい知識の普及啓発とともに必要な方には不妊検査に対する支援を行うことで、健康保険の適用となった不妊治療につなげる効果が期待できることから、不妊検査助成件数を指標として選定する。

【現行】不妊治療助成件数 5,911件（H30年度） → 6,100件（R6年度）



【変更後】不妊検査助成件数 2,485件（R2年度） → 2,530件（R6年度）

3 新たな指標の目標値について

過去の伸び率及び検査対象人口の減少を参考に、令和6年度2,530件とする。（令和2年度実績2,485件）

4 指標に関連する取組

別添ポンチ絵のとおり

出産を望む夫婦への支援

別添

～ 基本方針 1『より早く』 2『よりきめ細かく』～

高校・大学生

婚姻前後

1人目出産以降

より早く

◆ 普及啓発冊子の徹底活用

- ・ 県内高校2年生全員に配布

◆ 中学・高校等への出前講座 30回

◆ こうのとり大使を活用した若い世代への普及啓発 4回



普及啓発冊子
『願うときに「こうのとり」は来ますか？』



「埼玉県こうのとり大使」
ダイヤモンド☆ユカイ氏

◆ 早期不妊検査費助成事業 (県10/10)

- ・ 43歳未満の夫婦を対象に不妊検査費を助成(2万円)

R4～

新指標

◆ 埼玉県不妊治療費助成事業 (国1/2:県1/2)

- ・ 43歳未満の夫婦を対象に不妊治療費を助成(10万円又は30万円)

R4～保険適用

◆ 早期不妊治療費助成事業 (県1/2:市1/2)

- ・ 35歳未満の夫婦を対象に初回の不妊治療に助成 (10万円)

◆ 公開講座・各種イベントへの出展等による普及啓発

よりきめ細かく

◆ 不育症検査費助成(県単独) (県10/10)

- ・ 43歳未満の夫婦を対象に不育症検査費を助成(2万円)

◆ 不育症検査費助成(国庫補助事業) (県1/2)

- ・ 先進医療の不育症検査費を助成(5万円)

◆ 相談事業の実施 (専門医の面接相談・助産師による電話相談)

児童養護部会 審議結果報告

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和3年度	第3回	R3.9.28	9	9	0	0	9
令和3年度	第4回	R3.11.11	9	9	0	0	9
令和3年度	第5回	R3.12.23	6	6	0	0	6
計			24	24	0	0	24

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
うち専門里親					
10	0	12	0	2	24

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	7	7	0	4	0	3	21
里母	3	1	2	10	2	1	19
計	10	8	2	14	2	4	40

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	1	5	6	5	3	1	21
里母	0	5	9	1	3	1	19
計	1	10	15	6	6	2	40

2 児童相談所の採る措置に関する審議

(単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和3年度	第3回	R3.9.28	3	3	0	0	3
令和3年度	第4回	R3.11.11	3	3	0	0	3
令和3年度	第5回	R3.12.23	3	3	0	0	3
計			9	9	0	0	9

3 親権停止の審判申立に関する審議

該当なし

4 被措置児童等虐待事案の報告 (単位：件)

虐待該当	非該当	調査中	計
2	2	0	4